

吉野町合併処理浄化槽設置に伴うくみ取り槽撤去に係る費用の助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、合併処理浄化槽（以下「浄化槽」という。）の普及を奨励し、生活環境の保全、公共用水域の水質汚濁防止及び公衆衛生の向上に寄与するため浄化槽を設置する者に対し、くみ取り槽撤去に係る費用の助成金（以下「助成金」という。）の交付を行うことについて必要な事項を定める。

(助成金の交付対象)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、吉野町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成10年2月吉野町要綱第1号。以下「補助金要綱」という。）第6条の規定による補助金交付申請をした者であって、当該補助金の交付対象となった浄化槽の設置に伴い、設置しようとする同一敷地内にあるくみ取り槽の撤去（使用できない状態にすることを含む。以下同じ。）を必要とするものに対し助成金の交付対象とする。また新設する合併処理浄化槽への流入管（トイレ、台所、洗面所、風呂等からの生活排水）、升の設置、及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の配管設置工事が必要とするものを交付対象とする。ただし、既設住宅等の建て替え、増改築時に伴う配管設置工事は、配管設置工事費用の補助の対象外とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、くみ取り槽の撤去に要する経費及び配管設置工事の経費とし、別表1の金額を上限とする。ただし、撤去費用及び配管設置工事費用が限度額を下回る場合は千円未満を切り捨てた金額とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）はくみ取り槽撤去に係る費用の助成金交付申請書（第1号様式。次項において「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) くみ取り槽撤去費用及び配管設置費用の見積書（撤去費用、配管工事費用の内訳を記載）
- (2) 撤去しようとするくみ取り槽設置場所の写真
- (3) 配管工事の配管図
（交付の決定）

第5条 前条に規定する申請書の提出があつたときは、これを審査し、助成金交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により助成金を交付すると決定したときは、くみ取り槽撤去に係る費用の助成金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないことを決定したときは、くみ取り槽撤去に係る費用の助成金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者へ通知するものとする。

（実績報告書）

第6条 申請者は、助成金に係る事業完了後、20日以内に実績報告書（第4号様式）を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) くみ取り槽撤去写真及び配管設置工事施工状況が分かる写真、及び同一場所へ浄化槽を設置した写真
- (2) くみ取り槽使用廃止届出書の写し
- (3) くみ取り槽撤去費用領収書の写し（撤去費用、配管設置工事費用の内訳を記載すること）

（補助事業の確認）

第7条 申請者から実績報告があつた場合、速やかに浄化槽の設置確認を行うものとする。

（助成金確定通知書）

第8条 町長は、第6条の規定により提出された実績報告書を審査し、助成対象事業の成果が助成金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、助成金の交付額を確定し、くみ取り槽撤去に係る費用の助成金

交付確定通知書（第5号様式）により速やかに申請者に通知する。

（助成金の請求）

第9条 町長は、前条の規定による助成金の交付額の確定後、くみ取り槽撤去に係る費用の助成金交付請求書（第6号様式）による申請者の請求に基づき助成金を交付する。

（助成金の流用禁止）

第10条 前条の規定により交付を受けた助成金は、第2条に規定する交付対象以外の工事用途に使用してはならない。

（助成金の返還）

第11条 町長は、助成金の交付を受けた申請者が次に該当するときは、助成金の交付の決定を取り消し若しくは交付した助成金の全部の返還を命じることができる。

(1) 虚偽の申請又は不正な方法により助成金の交付を受け若しくは受けようとしたとき。

（その他）

第12条 この要綱に定めるものの他、この助成金の交付に必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1

区分	補助金額
撤去費用	90,000円
配管設置工事	300,000円

第 1 号様式 (第 4 条関係)

第 2 号様式 (第 5 条関係)

第 3 号様式 (第 5 条関係)

第 4 号様式 (第 6 条関係)

第 5 号様式 (第 8 条関係)

第 6 号様式 (第 9 条関係)